

# 大分県障がい者水泳連盟

## 規 約

平成20年1月施行

## 第一章 総 則

### (名 称)

第一条 本連盟は、大分県障がい者水泳連盟と称する。略称を「大分障がい者水連」とする。

### (目 的)

第二条 本連盟は大分県内の障がい者とその家族、並びに障がい者水泳に関心を持つ人々をもって組織し、水泳を通じた遊びや健康づくりを主目的とする。

さらに水泳を通して障がい者相互の人格形成やその家族の親睦をはかり、障がい者水泳の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第三条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者水泳に関する競技会、講習会等の開催及び協力。
- (2) 障がい者水泳の指導員の養成及び資質向上に関する各種講習会・研修会の開催及び協力。
- (3) 障がい者水泳に関する調査・研究及び広報活動。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第二章 会 員

### (会 員)

第四条 本連盟の会員は、原則として身体障がい者、知的障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者、精神障がい者及びその家族で水泳に理解のある者、並びに障がい者水泳に関心のある者で構成する。

### (入 会)

第五条 本連盟の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、会長に提出しなければならない。

### (会 費)

第六条 本連盟の会員は総会の議決により定められた会費を納入しなければならない。一旦納入された会費及び拠出金品はこれを返還しない。

### (退 会)

第七条 1 本連盟を退会する者は、所定の退会申込書に必要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。

2 次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

会費を2年間滞納した者

死亡

本連盟の名誉を傷つけたと理事会が認めた者。

## 第三章 役員

### (役員)

第八条 本連盟に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 1名 |
| (3) 理事   | 数名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事   | 1名 |

### (役員を選任)

第九条 会長、副会長、理事は会員の中から総会において選任する。また事務局長、監事については会長が指名し総会において選任する。

### (役員の職務)

- 第十条
- (1) 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 理事は総会の議決に基づいて会務を執行する。
  - (4) 事務局長は会長の指示に基づいて連盟の連絡事務、会計等の事務をする。
  - (5) 監事は会務並びに会計を監査する。

### (役員任期)

- 第十一条
- 1 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
  - 2 補欠または増員による役員任期は前任者、または現任者の残任期間とする。
  - 3 役員辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わねばならない。

### (顧問)

- 第十二条
- 1 本連盟に顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は理事会の推薦に基づき本人の了解を得た上で会長が委嘱するものとする。
  - 3 顧問は本連盟の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
  - 4 顧問の任期は特に定めない。

### (相談役)

- 第十三条
- 1 本連盟に相談役を置く。
  - 2 相談役は会長及び副会長経験者等、本連盟の活動に貢献した会員の中から理事会が選任するものとする。
  - 3 相談役は本連盟の活動に対して必要に応じて助言及び指導するものとする。
  - 4 相談役の任期は特に定めない。

## 第四章 会務運営

### (事務局の設置)

- 第十四条 1 本連盟は会務処理のため事務局を置く。事務局の所在地については大分県大分市羽屋2 1番1号チュリス壱番館1F(NPO 法人スマイス内)とする。専用電話 097-547-8711。
- 2 事務局員については事務局長が選任し理事会の了承をうるものとする。
- 3 事務局はホーム・ページを作成運営し広く障がい者水泳の広報につとめるものとする。
- 4 事務局は障がい者スポーツ指導者協議会など他の団体との連携を密にし連携を図ることに努める。

## 第五章 機 関

### (総 会)

- 第十五条 1 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は会員をもって構成する。
- 3 総会の議長、書記及び議事録署名人はそのつど会員の中から選出する。
- 4 定期総会は毎年1回開催し以下の項目に付いて審議決定を行う。
- (1) 事業報告
  - (2) 会計報告
  - (3) 事業計画
  - (4) 予算案
  - (5) その他審議事
- 5 臨時総会は理事会が必要と認めるか、または会員の5分の1以上若しくは監事から請求があったときに開催する。
- 6 総会成立は書面による出席も含め会員の3分の1以上とする。
- 7 議決は総会出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。
- 8 議事録は議長、議事録署名人の署名捺印をえて、会長の責任のもと、事務局が保管する。

### (理 事 会)

- 第十六条 理事会は本連盟の執行機関であり会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成し本連盟の運営に当たる。なお、その招集は会長が行うものとする。

### (専門部会)

- 第十七条 会務を円滑に行うために専門部会を設置することが出来る。ただし設置については理事会が決定し総会の承認を得るものとする。

## 第六章 会 計

### ( 予算及び決算 )

第十八条 本連盟の収支予算は総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事より監査を受け、総会の承認を得なければならない。

### ( 会計年度 )

第十九条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第七章 規約の変更

### ( 規約の変更 )

第二十条 この規約は総会において出席者3分の2以上の同意を得て変更することが出来る。

## 付 則

1 この規約は平成20年1月6日より施行する。

2 本連盟の会費は次のとおりとする。

個人会員：年会費 1,000円

法人会員：年会費 10,000円

賛助会員：年会費 30,000円

3 設立当初の役員は以下のとおり。

- 省 略

平成25年4月28日

第二章 第4条 「精神障がい者」 追加